

# 入札説明書

この入札説明書は、岩手県医療局が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 複合機の購入及び保守契約（モノクロ複合機及びカラー複合機）
- (2) 調達件名の特質等 仕様書のとおり
- (3) 納入日及び保守契約期間  
納入日 令和8年8月31日（月）まで  
保守契約期間 令和8年9月1日から令和11年8月31日まで
- (4) 納入場所 盛岡市内丸11番1号（盛岡合同庁舎7階）岩手県医療局
- (5) その他 この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、契約期間の各年度における経費の予算の範囲内においてその給付を受けるものであること。

## 2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和8・9・10年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は岩手県外に本社（本店）を有しているが、岩手県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有している者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 当該購入物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

### 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査等に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和8年7月17日（金）午後5時までに13(3)の場所に各1部、提出しなければならない。

なお、仕様等について疑義がある場合は、仕様書等の提出期限の日までの間に入札公告等に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。

#### ア 仕様書

- (ア) 当該調達に係る複合機（以下「複合機」という。）の仕様内容が網羅されていること。  
(イ) 当該複合機の製造メーカー及び規格等が明示されていること。  
(ウ) 当該複合機のカタログ又は写真を添付すること。

#### イ 保守整備等体制調書

- (ア) 当該複合機の保守整備が行える者が常駐している営業所等一覧（営業所等の名称、所在地、入札参加者との関係、連絡系統等、複合機の保守整備実績（過去3年間）、保守整備及び修理の依頼を受けてから作業に着手するまでの所要日数又は時間が明示されていること。）  
(イ) 消耗部品等供給体制（部品供給の窓口、供給系統及び所要日数又は時間が明示されていること。）  
(ウ) 技術員の派遣体制（緊急時の連絡系統、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。）

ウ 定価見積書（複合機及び搬入、調整、設定等費用を含む定価見積書（消費税及び地方消費税抜き）。なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに店頭価格又は実売価格を記載すること。）

エ 仕様書記載のセキュリティ要件を満たす認証書の写し（必要に応じて同等性を説明する資料を含む。）

- (2) (1)の書類の提出に当たっては、次の事項を記載した「送付書」を添えるものとする。

ア 提出年月日

イ 入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の役職・氏名及び代表者印）、電話及びFAX番号、担当者名（問い合わせ先）

ウ 調達件名

エ 提出する書類の名称

- (3) 仕様書等を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 仕様書等は、岩手県医療局において審査するものとし、基本的仕様及び特質等を満たし、かつ、迅速な保守整備の体制及び部品等の供給体制が整備され、使用目的に耐え得ると認められた仕様書等を提出した者に限り入札に参加できるものとする。

なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和8年7月22日（水）午後1時までとする。

また、審査結果は、令和8年7月22日（水）までにFAXにより通知する。

#### 4 入札の方法等

- (1) 1 (1) について、総価で入札に付する。入札書には調達物品の本体価格のほか、モノクロ 1 複写当たりの保守単価、フルカラー 1 複写当たりの保守単価及び各単価に 3 年間の使用見込枚数を乗じた額を記載することとし、落札者の決定は、調達物品の本体価格（複合機の搬入、設置、搬出、移動、設定・調整、取扱説明等に要する経費を含むもの。）と、モノクロ・フルカラーの各単価に 3 年間の使用見込枚数を乗じた額の合計金額をもって行う。

なお、1 複写としてカウントする複写サイズは、仕様書に記載したいずれの複写サイズであっても片面を 1 複写とする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

#### 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時

令和 8 年 7 月 24 日（金）午前 11 時 00 分

- (2) 場所

岩手県盛岡地区合同庁舎 8 階講堂 A

#### 6 入札保証金

免除

#### 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書

- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (8) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

## 8 入札書に関する事項

入札書は、岩手県医療局が示す別添書式により次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 宛て名は、「岩手県医療局長」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 件名

## 9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、医療局財務規程（昭和51年岩手県医療局管理規程第6号）第190条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがいない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

## 11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

## 12 契約に関する事項

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として、契約金額（売買契約および保守契約の金額。保守契約にあたっては、カラー及びモノクロの各単価に3年間の使用見込枚数を乗じた額）の100分の5以上の額

を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。

- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県医療局に帰属する。
- (4) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

### 13 その他

(1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 納入期限は、当該契約物品を持ち込み、検査に合格し、引渡を完了するまでの期限とする。

(3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県医療局経営管理課 総務担当

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎7階

電話番号 019-629-6308

(4) 仕様書に関する問い合わせ先

(3)に同じ